

## 竹田市地域デジタル環境整備支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内企業等のADSLサービスからケーブルインターネットへの切り替えを支援するため、市内企業等に対し、予算の範囲内において、竹田市地域デジタル環境整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、竹田市補助金等交付規則（平成17年竹田市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内企業等 竹田市内に事業所を有し、事業を行っている法人及び個人をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設又は臨時のものその他の設置が恒常的でないものを除く。）をいう。

### (補助対象事業者)

第3条 補助金の対象となる市内企業等は、次の各号を全て満たす事業者とする。

- (1) 竹田市内に本店又は主たる事業所の所在地を有する者であって、今後も事業を継続する意思を有していること。
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 市、県、国等から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

- (1) 竹田市暴力団排除条例（平成23年竹田市条例第18号）第2条第1項に規定する暴力団関係者
- (2) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業
  - イ 公序良俗に反する事業又は補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業
  - ウ その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の上限額、補助率は次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助上限額	補助率
令和7年4月1日以降に完了したケーブルインターネット回線の引込工事費用	10万円	1/2以内

2 算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、竹田市地域デジタル環境整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) ケーブルネットワーク施設加入申込書等の写し
- (2) 請求書・領収書等の写し
- (3) 誓約書兼同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第2号の書類を提出できない場合は、誓約書兼同意書によって、その内容を調査し補助金交付の可否を決定するものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、竹田市地域デジタル環境整備支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、竹田市地域デジタル環境整備支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、

取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。